

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	紀愛子
論文題目	ナチスによる強制断種・「安楽死」の過去と戦後ドイツ—犠牲者および遺族に着目して—
審査要旨	
<p>I. 論文の概要</p> <p>本論文は、遺伝性とされた障害を理由に、ナチ体制下で強制断種や「安楽死」の対象とされた人々とその遺族が、戦後の西ドイツにおいてどのような境遇におかれたのか、また、彼らに対する補償政策がいかなる経緯をたどって実現したのかを、とくに犠牲者と遺族に着目しつつ、明らかにしようとした研究である。全体は6章と序論部、結論部から成る。</p> <p>序論で、問題の所在、先行研究、問題設定、論文の構成と使用史料を示したのち、第一章「ナチ体制前史の断種・安楽死論から強制断種・「安楽死」へ—1933年を挟む連続と断絶」は、ナチ体制期の強制断種・「安楽死」の実態を概観している。その際、19世紀末以来のドイツにおける断種と安楽死をめぐる議論の変遷を確認し、ナチ体制期とそれ以前の「断絶」が強調されている。</p> <p>第二章「ドイツ医学界における強制断種・「安楽死」をめぐる議論—1945～1980年」では、戦後の西ドイツ医学界が強制断種・「安楽死」問題をどのように扱ったのかを、連邦医師会の機関紙等の史料に基づいて論じている。ここでは、戦後の医学界においてこの二つの問題に真摯に向き合った人々が極めて少数であったこと、そしてナチ体制期の優生学思想がかなりまで継承されていたことが指摘されている。</p> <p>第三章「犠牲者および遺族を取り巻く状況—1945～1980年」では、当該期のドイツ社会において犠牲者や遺族がいかなる境遇に置かれたのか、そして彼らに対する補償政策がどの程度まで進められたのかを、デトモルト州立文書館が所蔵する当事者たちの回想録と手記や、連邦議会議事録、補償関連史料を材料にして考察している。その結果、犠牲者と遺族は肉体的・精神的被害を受けたにとどまらず、生涯を通じて進学や就職、結婚等の機会を制限されたこと、しかし、連邦政府による補償政策は不十分なレベルにとどまっていたことが明らかにされる。</p> <p>第四章「1980年代以降の変化と犠牲者の「発見」」では、テレビドラマ「ホロコースト」の放映や、精神科医のクラウス・デルナーを中心とした医師たちの取り組みによって、1980年代以降、強制断種・「安楽死」の被害者に対する社会的認識に変化が生じ、補償政策の見直しが始まる過程が考察されている。</p> <p>第五章「「ナチスによる『安楽死』および強制断種被害者の会」の設立とその影響」と、第六章「「被害者の会」活動の成果と挫折、現在に残る課題」は、1987年に全国的な犠牲者団体である「ナチスによる『安楽死』および強制断種被害者の会」が創設された経緯、同組織の活動状況、そして同組織が補償問題に及ぼした影響を、デトモルト州立文書館の保有する文書等に依拠しつつ分析している。その結果、「被害者の会」の運動が成果を挙げ、補償政策が一定の進展を見たものの、「過去の克服」が未だ完全には達成されていないという見解が示されている。</p> <p>結論部では、補償政策が遅れ、今なお不十分であり続けている理由として、ナチ体制期の優生学的な思考の連続性、被害者が抱える補償要求への心理的なためらい、そして障害者に対する差別意識の残存という点が挙げられている。</p>	

II. 論文に対する評価

本論文は、以下の諸点において学術的価値を有するものと評価できる。

1. ナチによる強制断種と「安楽死」の問題を、戦後に的を絞って、加担者としての過去を持つ医学界、「被害者の会」に代表される犠牲者、そして政府・議会、三者それぞれの動向という立体的な枠組みのもとで、しかも明確に犠牲者を中心に位置づけつつ、筋の通った形で論じている。このような論文全体の組み立てそのものに、研究としての独創性が認められる。
2. これまで十分に議論されてこなかった断種手術・「安楽死」の犠牲者および遺族たちの戦後に新たな光をあて、ナチの医学犯罪の問題を多面的に示すことに成功している。とくに、被害者の会の活動を扱った第五章、第六章には、新たな知見が多く含まれている。
3. 戦後ドイツ国家によるナチ犯罪に対する補償政策に関しては、とくにユダヤ人や東欧諸民族については相当な研究の蓄積があるが、障害者への補償を対象とした考察は少なく、本論文はそうした研究史上の空白を埋め、戦後ドイツ社会の「過去の克服」を論じる研究全般の前進に寄与するものといえる。
4. 犠牲者団体に関する文書館史料、医学雑誌、議会史料といった多様な史料を利用しており、十分な実証性を有している。とくに、医学雑誌と連邦議会の議会文書(Drucksache)については体系的な調査を行っていることが認められる。

その一方で、本論文は以下のような課題も抱えている。

1. 広範かつ多岐にわたる問題を扱っているため、さらに議論を掘り下げる必要がある箇所や、叙述に緻密さが欠ける部分がある。とくに、本論文が重点として設定している「医学界」・「政界」・「被害者の会」のそれぞれについて、「医学界」に関しては、申請者も認めているとおりさらに検討すべき点が多く残っているし、「政界」に関しては検討対象がほぼ議会文書に限られている点、「被害者の会」に関しては組織としての側面にほとんど触れられていない点が不十分であると思われる。また、例えば、「精神分裂症」と診断され手術を受けさせられた「被害者の会」会長ノヴァーク氏の活動や人物についての解釈等は、エビデンスや分析が不足している印象を受ける。
2. 細部に関して記述や表記の統一がとれていない箇所が散見される。
3. 本論文の問題設定からすると周縁的な問題ではあるものの、ナチ体制や東ドイツの史実に関して、不正確な記述が散見される。

もともと、このような課題を残しつつも、本論文のドイツ近現代史研究にもたらした新知見の価値は否定されるべきではなく、本論文は全体として、大きな学術的成果を挙げたものと認められる。よって、博士(文学)早稲田大学の学位を受けるのに値すると判断する。

公開審査会開催日	2018年 1月 27日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・准教授	小原 淳	ドイツ近現代史	博士(早稲田大学)
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	村井 誠人	北欧史	
審査委員	早稲田大学・名誉教授	大内 宏一	ドイツ近現代史	
審査委員	成城大学・名誉教授	木畑 和子	ドイツ近現代史	
審査委員				